



小矢部市告示第1号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県単独農業農村整備事業・地域営農確立促進事業（一般型・区画整理）桜町地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生じるものとする。

平成21年1月8日

小矢部市長 桜井 森 夫



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「桜町」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
小矢部市	法楽寺	内川	928の2、939の2、940の1、941の1、942の1、943から952まで

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
小矢部市	桜町	中出	1957の2、1958の1、1959の2、1960の2、1961の1
		深沢	2105、2106の1、2107の1、2108から2120、2121の1、2122の1、2123の1、2124から2132まで、2133の1から2133の3まで、2134から2147まで、2149の1、2150から2154まで、2155の1、2156の1、2157の1、2158の1、2255

上記の区域内にある市有地の全部を含む。